議案第３９号

向日市税条例等の一部改正について

向日市税条例等の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

平成３０年５月２８日提出

向日市長　安　田　　守

条例第　　号

向日市税条例等の一部を改正する条例

（向日市税条例の一部改正）

第１条　向日市税条例（昭和２９年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２３条第１項中「によって」を「により」に改め、同条第３項中「この節」の次に「（第４８条第１０項から第１２項までを除く。）」を加える。

第２４条第１項中「によって」を「により」に改め、同項第２号中「１，２５０，０００円」を「１，３５０，０００円」に改め、同条第２項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に１００，０００円を加算した金額」を加える。

第３４条の２中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が２５，０００，０００円以下である」を加える。

第３４条の１１中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が２５，０００，０００円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第１号ア及び第２号ア中「においては」を「には」に改める。

第３６条の２第１項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第２条第１項第３３号の４に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加える。

第４８条第１項中「による申告書」の次に「（第１０項及び第１１項において「納税申告書」という。）」を加える。

第４８条に次の３項を加える。

１０　法第３２１条の８第４２項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第４２項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第７６２条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第１２項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

１１　前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

１２　第１０項の規定により行われた同項の申告は、法第７６２条第１号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第９２条を第９２条の２とし、第２章第４節中同条の前に次の１条を加える。

（製造たばこの区分）

第９２条　製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品

の性状によるものとする。

(1)　喫煙用の製造たばこ

ア　紙巻たばこ

イ　葉巻たばこ

ウ　パイプたばこ

エ　刻みたばこ

オ　加熱式たばこ

(2)　かみ用の製造たばこ

(3)　かぎ用の製造たばこ

第９３条の次に次の１条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第９３条の２　加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第３条第１項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第８条の２の２で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第３項第１号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たば

この区分は、加熱式たばことする。

第９４条第１項中「第９２条第１項」を「第９２条の２第１項」に改め、「消費等」の次に「（以下この条及び第９８条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第２項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第１号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第４項中「前項」を「前２項」に改め、「関し、」の次に「第４項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量」を加え、同項を同条第６項とし、同項の前に次の１項を加える。

５　第３項第２号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第９４条第３項中「前項」を「第２項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第３項第１号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第９２条第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第９２条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第４項とし、

同条第２項の次に次の１項を加える。

３　加熱式たばこに係る第１項の製造たばこの本数は、第１号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．２を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第３号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．２を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)　加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の１グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法

(2)　加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第１６条の２の２で定めるものに係る部分の重量を除く。）の０．４グラムをもって紙巻たばこの０．５本に換算する方法

(3)　次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの１本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第７号）附則第４８条第１項第１号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成１０年法律第１３７号）第８条第１項に規定するたばこ特別税の税率、法第７４条の５に規定するたばこ税の税率及び法第４６８条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ１，０００で除して得た金額の合計額を１００分の６０で除して計算した金額をいう。第８項において同じ。）をもって紙巻たばこの０．５本に換算する方法

ア　売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第３３条

第１項又は第２項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ　当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第２章第３節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ　アに掲げるもの以外の加熱式たばこ　たばこ税法（昭和５９年法律第７２号）第１０条第３項第２号ロ及び第４項の規定の例により算定した金額

第９４条に次の４項を加える。

７　第３項第３号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

８　前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの第３項第３号アに定める金額又は紙巻たばこの１本の金額に相当する金額に１銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

９　第３項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

１０　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第９５条中「５，２６２円」を「５，６９２円」に改める。

第９６条第３項中「第９２条」を「第９２条の２」に改める。

第９８条中「第９２条第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第５条第１項中「得た金額」の次に「に１００，０００円を加算した金額」を加える。

附則第１０条の２の見出し中「附則第１５条第２項第２号」を「附則第１５条第２項第１号」に改め、同条第５項を同条第１３項とし、同条第４項を同条第１１項とし、同項の次に次の１項を加える。

１２　法附則第１５条第４７項に規定する市町村の条例で定める割合は０とする。

附則第１０条の２第３項を同条第１０項とし、同条第２項を同条第３項とし、同項の次に次の６項を加える。

４　法附則第１５条第３２項第１号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

５　法附則第１５条第３２項第１号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

６　法附則第１５条第３２項第１号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。

７　法附則第１５条第３２項第２号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。

８　法附則第１５条第３２項第３号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

９　法附則第１５条第３２項第３号ハに規定する設備について同

号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

附則第１０条の２第１項を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

法附則第１５条第２項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

附則第１７条の２第３項中「第３７条の７」を「第３７条の６」に、「第３７条の９の４又は第３７条の９の５」を「第３７条の８又は第３７条の９」に改める。

第２条　向日市税条例の一部を次のように改正する。

第９４条第３項中「０．８」を「０．６」に、「０．２」を「０．４」に改める。

附則第１０条の２第１０項中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第４３項」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第４５項」を「附則第１５条第４４項」に改め、同条第１２項中「附則第１５条第４７項」を「附則第１５条第４６項」に改める。

第３条　向日市税条例の一部を次のように改正する。

第９４条第３項中「０．６」を「０．４」に、「０．４を」を「０．６を」に改め、同項第３号中「附則第４８条第１項第１号」を「附則第４８条第１項第２号」に改める。

第９５条中「５，６９２円」を「６，１２２円」に改める。

第４条　向日市税条例の一部を次のように改正する。

第９４条第３項中「０．４を」を「０．２を」に、「０．６」を「０．８」に改め、同項第３号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第７号）附則第４８条第１項第２号に定める」を「たばこ税法（昭和５９年法律第７２号）第１１条第１

項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和５９年法律第７２号）」を削る。

第９５条中「６，１２２円」を「６，５５２円」に改める。

第５条　向日市税条例の一部を次のように改正する。

第９３条の２中「及び次条第３項第１号」を削る。

第９４条第３項中「第１号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に０．２を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第３号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じて計算した」を削り、同項第１号を削り、同項第２号を同項第１号とし、同項第３号を同項第２号とし、同条第４項中「又は第３項第１号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第５項中「第３項第２号」を「第３項第１号」に改め、同条第７項中「第３項第３号」を「第３項第２号」に改め、同条第８項中「第３項第３号ア」を「第３項第２号ア」に改め、同条第９項を削り、同条第１０項を同条第９項とする。

（向日市都市計画税条例の一部改正）

第６条　向日市都市計画税条例（昭和４２年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

附則第１６項中「若しくは第４５項」を「、第４５項若しくは第４８項」に改める。

第７条　向日市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第２項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第４３項」に改め、附則第３項（見出しを含

む。）中「附則第１５条第４５項」を「附則第１５条第４４項」に改め、附則第１６項中「第４４項、第４５項」を「第４３項、第４４項」に、「第４８項」を「第４７項」に改める。

（向日市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第８条　向日市税条例等の一部を改正する条例（平成２７年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

附則第６条第２項中「新条例」を「向日市税条例」に改め、同項第３号中「平成３１年３月３１日」を「平成３１年９月３０日」に改め、同条第４項中「新条例第９２条第１項」を「向日市税条例第９２条の２第１項」に改め、同条第１３項中「平成３１年４月１日」を「平成３１年１０月１日」に、「１，２６２円」を「１，６９２円」に改め、同条第１４項の表第５項の項中「平成３１年４月３０日」を「平成３１年１０月３１日」に改め、同表第６項の項中「平成３１年９月３０日」を「平成３２年３月３１日」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第１条中向日市税条例第９２条を第９２条の２とし、第２章第４節中同条の前に１条を加える改正規定、同条例第９３条の次に１条を加える改正規定並びに同条例第９４条から第９６条まで及び第９８条の改正規定並びに第８条並びに附則第４条から第６条までの規定　平成３０年１０月１日

(2)　第１条中向日市税条例第２４条第２項の改正規定（「控除対

象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第３６条の２第１項の改正規定並びに同条例附則第１７条の２第３項の改正規定並びに次条第１項の規定　平成３１年１月１日

(3)　第２条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第７条並びに附則第３条の規定　平成３１年４月１日

(4)　第２条中向日市税条例第９４条第３項の改正規定　平成３１年１０月１日

(5)　第１条中向日市税条例第２３条第１項及び第３項並びに第４８条第１項の改正規定並びに同条に３項を加える改正規定並びに次条第３項の規定　平成３２年４月１日

(6)　第３条並びに附則第７条及び第８条の規定　平成３２年１０月１日

(7)　第１条中向日市税条例第２４条第１項第２号の改正規定、同条第２項の改正規定（第２号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第３４条の２及び第３４条の１１の改正規定並びに同条例附則第５条の改正規定並びに次条第２項の規定　平成３３年１月１日

(8)　第４条並びに附則第９条及び第１０条の規定　平成３３年１０月１日

(9)　第５条の規定　平成３４年１０月１日

(10)　第１条中向日市税条例附則第１０条の２第４項を同条第１１項とし、同項の次に１項を加える改正規定（同条第１２項に係る部分に限る。）　生産性向上特別措置法（平成３０年法律第　　号）の施行の日

(11)　第６条の規定　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第２２号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第２条　前条第２号に掲げる規定による改正後の向日市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成３１年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成３０年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　前条第７号に掲げる規定による改正後の向日市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成３３年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成３２年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

３　第１条の規定による改正後の向日市税条例第２３条第１項及び第３項並びに第４８条第１０項から第１２項までの規定は、前条第５号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）第２条の規定による改正前の地方税法附則第１５条第４３項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項

に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第４条　別段の定めがあるものを除き、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第５条　平成３０年１０月１日前に地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第４６９条第１項第１号及び第２号に規定する売渡しを除く。附則第８条第１項及び第１０条第１項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（向日市税条例等の一部を改正する条例（平成２７年条例第２２号）附則第６条第１項に規定する紙巻たばこ３級品を除く。以下この項及び第５項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第１条第１号に掲げる規定による改正後の向日市税条例（第４項及び第５項において「３０年新条例」という。）第９２条の２第１項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の

一部を改正する法律（平成３０年法律第７号。附則第８条第１項及び第１０条第１項において「所得税法等改正法」という。）附則第５１条第１項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、１，０００本につき４３０円とする。

２　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２４号）別記第２号様式による申告書を平成３０年１０月３１日までに市長に提出しなければならない。

３　前項の規定による申告書を提出した者は、平成３１年４月１日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第３４号の２の５様式による納付書によって納付しなければならない。

４　第１項の規定により市たばこ税を課する場合には、前３項に規定するもののほか、３０年新条例第１９条、第９８条第４項及び第５項、第１００条の２並びに第１０１条の規定を適用する。こ

の場合において、次の表の左欄に掲げる３０年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１９条	第９８条第１項若しくは第２項、	向日市税条例等の一部を改正する条例（平成３０年条例第　　号。以下この条及び第２章第４節において「平成３０年改正条例」という。）附則第５条第３項、
第１９条第２号	第９８条第１項若しくは第２項	平成３０年改正条例附則第５条第２項
第１９条第３号	第８１条の６第１項の申告書、第９８条第１項若しくは第２項の申告書又は第１３９条第１項の申告書でその提出期限	平成３０年改正条例附則第５条第３項の納期限
第９８条第４項	施行規則第３４号の２様式又は第３４号の２の２様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２４号）別記第２号様式
第９８条第５項	第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第５条第３項

第１００条の２第１項	第９８条第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第５条第２項
	当該各項	同項
第１０１条第２項	第９８条第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第５条第３項

５　３０年新条例第９９条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第１項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第１６条の２の５又は第１６条の４の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第１６号の５様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第１項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第６条　平成３０年１０月１日から平成３１年９月３０日までの間における前条第４項の規定の適用については、同項の表第１９条第３号の項中「第８１条の６第１項の申告書、第９８条第１項」とあるのは、「第９８条第１項」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第７条　別段の定めがあるものを除き、附則第１条第６号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第８条　平成３２年１０月１日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第５１条第９項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、１，０００本につき４３０円とする。

２　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２５号。附則第１０条第２項において「平成３０年改正規則」という。）別記第２号様式による申告書を平成３２年１１月２日までに市長に提出しなければならない。

３　前項の規定による申告書を提出した者は、平成３３年３月３１日までに、その申告に係る税金を施行規則第３４号の２の５様式

による納付書によって納付しなければならない。

４　第１項の規定により市たばこ税を課する場合には、前３項に規定するもののほか、第３条の規定による改正後の向日市税条例（以下この項及び次項において「３２年新条例」という。）第１９条、第９８条第４項及び第５項、第１００条の２並びに第１０１条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる３２年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１９条	第９８条第１項若しくは第２項、	向日市税条例等の一部を改正する条例（平成３０年条例第　　号。以下この条及び第２章第４節において「平成３０年改正条例」という。）附則第８条第３項、
第１９条第２号	第９８条第１項若しくは第２項	平成３０年改正条例附則第８条第２項
第１９条第３号	第８１条の６第１項の申告書、第９８条第１項若しくは第２項の申告書又は第１３９条第１項の申告書でその提出期限	平成３０年改正条例附則第８条第３項の納期限
第９８条第４項	施行規則第３４号の	地方税法施行規則の一部を

	２様式又は第３４号の２の２様式	改正する省令（平成３０年総務省令第２５号）別記第２号様式
第９８条第５項	第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第８条第３項
第１００条の２第１項	第９８条第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第８条第２項
	当該各項	同項
第１０１条第２項	第９８条第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第８条第３項

５　３２年新条例第９９条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第１項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第１６条の２の５又は第１６条の４の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第１６号の５様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第１項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

第９条　別段の定めがあるものを除き、附則第１条第８号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第１０条　平成３３年１０月１日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第５１条第１１項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、１，０００本につき４３０円とする。

２　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成３０年改正規則別記第２号様式による申告書を平成３３年１１月１日までに市長に提出しなければならない。

３　前項の規定による申告書を提出した者は、平成３４年３月３１日までに、その申告に係る税金を施行規則第３４号の２の５様式による納付書によって納付しなければならない。

４　第１項の規定により市たばこ税を課する場合には、前３項に規定するもののほか、第４条の規定による改正後の向日市税条例（以下この項及び次項において「３３年新条例」という。）第１９条、第９８条第４項及び第５項、第１００条の２並びに第１０１条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる３３年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１９条	第９８条第１項若しくは第２項、	向日市税条例等の一部を改正する条例（平成３０年条例第　　号。以下この条及び第２章第４節において「平成３０年改正条例」という。）附則第１０条第３項、
第１９条第２号	第９８条第１項若しくは第２項	平成３０年改正条例附則第１０条第２項
第１９条第３号	第８１条の６第１項の申告書、第９８条第１項若しくは第２項の申告書又は第１３９条第１項の申告書でその提出期限	平成３０年改正条例附則第１０条第３項の納期限
第９８条第４項	施行規則第３４号の２様式又は第３４号	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年

	の２の２様式	総務省令第２５号）別記第２号様式
第９８条第５項	第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第１０条第３項
第１００条の２第１項	第９８条第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第１０条第２項
	当該各項	同項
第１０１条第２項	第９８条第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第１０条第３項

５　３３年新条例第９９条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第１項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第１６条の２の５又は第１６条の４の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第１６号の５様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第１項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

〈参　考〉

向日市税条例の一部改正（第１条関係）

新　旧　対　照　表

改　　正	現　　行
（市民税の納税義務者） 第２３条　市民税は、第１号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により　、第３号の者に対しては、均等割額及び法人税割額の合算額により　、第２号及び第４号の者に対しては均等割額により　、第５号の者に対しては法人税割額により　課する。 (1)～(5)　　略 ２　　略 ３　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第４７条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第３１条第２項の表の第１号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなして、この節（第４８条第１０項から第１２項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 （個人の市民税の非課税の範囲） 第２４条　次の各号のいずれかに該当するものに対しては、市民税（第２号に該当する者にあっては、第５３条の２の規定により　課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1)　　略 (2)　障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が１，３５０，０００円を超える場合を除く。） ２　法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得が、３５０，０００円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に１００，０００円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に	（市民税の納税義務者） 第２３条　市民税は、第１号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第３号の者に対しては、均等割額及び法人税割額の合算額によって、第２号及び第４号の者に対しては均等割額によって、第５号の者に対しては法人税割額によって課する。 (1)～(5)　　略 ２　　略 ３　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第４７条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第３１条第２項の表の第１号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなして、この節　　の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 （個人の市民税の非課税の範囲） 第２４条　次の各号のいずれかに該当するものに対しては、市民税（第２号に該当する者にあっては、第５３条の２の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1)　　略 (2)　障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が１，２５０，０００円を超える場合を除く。） ２　法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得が、３５０，０００円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額　　（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に

は、当該金額に２１０，０００円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

（所得控除）

第３４条の２　所得割の納税義務者が法第３１４条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第１２項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が２５，０００，０００円以下である所得割の納税義務者については同条第２項、第７項及び第１２項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（調整控除）

第３４条の１１　前年の合計所得金額が２５，０００，０００円以下である所得割の納税義務者については、その者の第３４条の３の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1)　当該納税義務者の第３４条の３第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が２，０００，０００円以下である場合　次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の１００分の３に相当する金額

ア　５０，０００円に、当該納税義務者が法第３１４条の６第１号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ　　略

(2)　当該納税義務者の合計課税所得金額が２，０００，０００円を超える場合　アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が５０，０００円を下回る場合には、５０，０００円とする。）の１００分の３に相当する金額

ア　５０，０００円に、当該納税義務者が法第３１４条の６第１号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に

は、当該金額に２１０，０００円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

（所得控除）

第３４条の２　所得割の納税義務者が法第３１４条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第１２項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については同条第２項、第７項及び第１２項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（調整控除）

第３４条の１１　所得割の納税義務者については、その者の第３４条の３の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1)　当該納税義務者の第３４条の３第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が２，０００，０００円以下である場合　次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の１００分の３に相当する金額

ア　５０，０００円に、当該納税義務者が法第３１４条の６第１号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ　　略

(2)　当該納税義務者の合計課税所得金額が２，０００，０００円を超える場合　アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が５０，０００円を下回る場合には、５０，０００円とする。）の１００分の３に相当する金額

ア　５０，０００円に、当該納税義務者が法第３１４条の６第１号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に

掲げる金額を合算した金額を加算した金額	掲げる金額を合算した金額を加算した金額
イ　　略	イ　　略
（市民税の申告）	（市民税の申告）
第３６条の２　第２３条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により　給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第２条第１項第３３号の４に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第３１４条の２第５項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第３４条の８の規定により　控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第２４条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。	第３６条の２　第２３条第１項第１号の者　　は、３月１５日までに施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額　　若しくは法第３１４条の２第５項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第３４条の８の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第２４条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。
２～８　　略	２～８　　略
（法人の市民税の申告納付）	（法人の市民税の申告納付）
第４８条　市民税を申告納付する義務がある法人は、法第３２１条の８第１項、第２項、第４項、第１９項、第２２項及び第２３項の規定による申告書（第１０項及び第１１項において「納税申告書」という。）を、同条第１項、第２項、第４項、第１９項及び第２３項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第２２項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第１項後段及び第３項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第２２号の４様式による納付書に	第４８条　市民税を申告納付する義務がある法人は、法第３２１条の８第１項、第２項、第４項、第１９項、第２２項及び第２３項の規定による申告書　　を、同条第１項、第２項、第４項、第１９項及び第２３項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第２２項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第１項後段及び第３項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第２２号の４様式による納付書に

より納付しなければならない。

２～９　　略

１０　法第３２１条の８第４２項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第４２項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第７６２条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第１２項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

１１　前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

１２　第１０項の規定により行われた同項の申告は、法第７６２条第１号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第４節　市たばこ税

（製造たばこの区分）

第９２条　製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1)　喫煙用の製造たばこ

ア　紙巻たばこ

イ　葉巻たばこ

ウ　パイプたばこ

エ　刻みたばこ

オ　加熱式たばこ

(2)　かみ用の製造たばこ

(3)　かぎ用の製造たばこ

（市たばこ税の納税義務者等）

第９２条の２　　略

（卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合）

第９３条　　略

（製造たばことみなす場合）

第９３条の２　加熱式たばこの喫煙用具であって加熱によ

より納付しなければならない。

２～９　　略

第４節　市たばこ税

（市たばこ税の納税義務者等）

第９２条　　略

（卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合）

第９３条　　略

り蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第３条第１項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第８条の２の２で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第３項第１号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

（たばこ税の課税標準）

第９４条　たばこ税の課税標準は、第９２条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第９８条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

２　前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの１本に換算するものとする。

区分	重量
１　喫煙用の製造たばこ	
ア　葉巻たばこ	１グラム
イ　パイプたばこ	１グラム
ウ　刻みたばこ	２グラム
略	

３　加熱式たばこに係る第１項の製造たばこの本数は、第１号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．２を乗じて計算

（たばこ税の課税標準）

第９４条　たばこ税の課税標準は、第９２条第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。

２　前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの１本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区分	重量
１　喫煙用の製造たばこ	
ア　パイプたばこ	１グラム
イ　葉巻たばこ	１グラム
ウ　刻みたばこ	２グラム
略	

した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)　加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の１グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法

(2)　加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第１６条の２の２で定めるものに係る部分の重量を除く。）の０．４グラムをもって紙巻たばこの０．５本に換算する方法

(3)　次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの１本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第７号）附則第４８条第１項第１号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成１０年法律第１３７号）第８条第１項に規定するたばこ特別税の税率、法第７４条の５に規定するたばこ税の税率及び法第４６８条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ１，０００で除して得た金額の合計額を１００分の６０で除して計算した金額をいう。第８項において同じ。）をもって紙巻たばこの０．５本に換算する方法

ア　売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第３３条第１項又は第２項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ　当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第２章第３節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ　アに掲げるもの以外の加熱式たばこ　たばこ税法（昭和５９年法律第７２号）第１０条第３項第２号ロ及び第４項の規定の例により算定した金額

４　第２項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第３項第１号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第９２条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うも

３　前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第９２条第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うも

のとする。	のとする。
５　第３項第２号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	
６　前２項の計算に関し、第４項の製造たばこの品目ごとの１個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	４　前項　の計算に関し、　　製造たばこの品目ごとの１個当たりの重量　　に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
７　第３項第３号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	
８　前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの第３項第３号アに定める金額又は紙巻たばこの１本の金額に相当する金額に１銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	
９　第３項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	
１０　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。	
（たばこ税の税率）	（たばこ税の税率）
第９５条　たばこ税の税率は、１，０００本につき５，６９２円とする。	第９５条　たばこ税の税率は、１，０００本につき５，２６２円とする。
（たばこ税の課税免除）	（たばこ税の課税免除）
第９６条　　略	第９６条　　略
２　　略	２　　略
３　第１項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第４６９条第１項第１号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第９２条の２の規	３　第１項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第４６９条第１項第１号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第９２条　　の規

定を適用する。

（たばこ税の申告納付の手続）

第９８条　前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第９６条第１項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第１項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第３４号の２様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第３４号の２の５様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第９６条第２項に規定する書類及び次条第１項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第１６号の５様式による書類を添付しなければならない。

２～５　　略

附　則

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第５条　当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第３３条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、３５０，０００円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に１を加えた数を乗じて得た金額に１００，０００円を加算した金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に３２０，０００円を加算した金額）以下である者に対しては、第２３条第１項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

２及び３　　略

（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）

第１０条の２　法附則第１５条第２項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

２　　略

定を適用する。

（たばこ税の申告納付の手続）

第９８条　前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第９２条第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第９６条第１項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第１項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第３４号の２様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第３４号の２の５様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第９６条第２項に規定する書類及び次条第１項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第１６号の５様式による書類を添付しなければならない。

２～５　　略

附　則

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第５条　当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第３３条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、３５０，０００円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に１を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に３２０，０００円を加算した金額）以下である者に対しては、第２３条第１項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

２及び３　　略

（法附則第１５条第２項第２号等の条例で定める割合）

第１０条の２

法附則第１５条第２項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。

３　　略	２　　略
４　法附則第１５条第３２項第１号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	
５　法附則第１５条第３２項第１号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	
６　法附則第１５条第３２項第１号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。	
７　法附則第１５条第３２項第２号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。	
８　法附則第１５条第３２項第３号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。	
９　法附則第１５条第３２項第３号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。	
１０　　略	３　　略
１１　　略	４　　略
１２　法附則第１５条第４７項に規定する市町村の条例で定める割合は０とする。	
１３　　略	５　　略
（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）	（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）
第１７条の２　　略	第１７条の２　　略
２　　略	２　　略
３　第１項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第３３条から第３３条の４まで、第３４条から第３５条の２まで、第３６条の２、第３６条の５、第３７条、第３７条の４から第３７条の６まで、第３７条の８又は第３７条の９　　の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	３　第１項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第３３条から第３３条の４まで、第３４条から第３５条の２まで、第３６条の２、第３６条の５、第３７条、第３７条の４から第３７条の７まで、第３７条の９の４又は第３７条の９の５の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

向日市税条例の一部改正（第２条関係）

新　旧　対　照　表

改　　正	現　　行
（たばこ税の課税標準） 第９４条　　略 ２　　略 ３　加熱式たばこに係る第１項の製造たばこの本数は、第１号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．６を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．４を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第３号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．４を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)～(3)　　略 ４～１０　　略 （法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合） 第１０条の２　　略 ２～９　　略 １０　法附則第１５条第４３項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。 １１　法附則第１５条第４４項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。 １２　法附則第１５条第４６項に規定する市町村の条例で定める割合は０とする。 １３　　略	（たばこ税の課税標準） 第９４条　　略 ２　　略 ３　加熱式たばこに係る第１項の製造たばこの本数は、第１号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．２を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第３号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．２を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)～(3)　　略 ４～１０　　略 （法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合） 第１０条の２　　略 ２～９　　略 １０　法附則第１５条第４４項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。 １１　法附則第１５条第４５項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。 １２　法附則第１５条第４７項に規定する市町村の条例で定める割合は０とする。 １３　　略

向日市税条例の一部改正（第３条関係）

新　旧　対　照　表

改　　正	現　　行
（たばこ税の課税標準） 第９４条　　略 ２　　略 ３　加熱式たばこに係る第１項の製造たばこの本数は、第１号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．４を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．６を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第３号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．６を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)及び(2)　　略 (3)　次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの１本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第７号）附則第４８条第１項第２号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成１０年法律第１３７号）第８条第１項に規定するたばこ特別税の税率、法第７４条の５に規定するたばこ税の税率及び法第４６８条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ１，０００で除して得た金額の合計額を１００分の６０で除して計算した金額をいう。第８項において同じ。）をもって紙巻たばこの０．５本に換算する方法 ア及びイ　　略 ４～１０　　略 （たばこ税の税率） 第９５条　たばこ税の税率は、１，０００本につき６，１２２円とする。	（たばこ税の課税標準） 第９４条　　略 ２　　略 ３　加熱式たばこに係る第１項の製造たばこの本数は、第１号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．６を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．４を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第３号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．４を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)及び(2)　　略 (3)　次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの１本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第７号）附則第４８条第１項第１号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成１０年法律第１３７号）第８条第１項に規定するたばこ特別税の税率、法第７４条の５に規定するたばこ税の税率及び法第４６８条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ１，０００で除して得た金額の合計額を１００分の６０で除して計算した金額をいう。第８項において同じ。）をもって紙巻たばこの０．５本に換算する方法 ア及びイ　　略 ４～１０　　略 （たばこ税の税率） 第９５条　たばこ税の税率は、１，０００本につき５，６９２円とする。

向日市税条例の一部改正（第４条関係）

新　旧　対　照　表

改　　正	現　　行
（たばこ税の課税標準） 第９４条　　略 ２　　略 ３　加熱式たばこに係る第１項の製造たばこの本数は、第１号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．２を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第３号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)及び(2)　　略 (3)　次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの１本の金額に相当する金額（たばこ税法（昭和５９年法律第７２号）第１１条第１項に規定する　　たばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成１０年法律第１３７号）第８条第１項に規定するたばこ特別税の税率、法第７４条の５に規定するたばこ税の税率及び法第４６８条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ１，０００で除して得た金額の合計額を１００分の６０で除して計算した金額をいう。第８項において同じ。）をもって紙巻たばこの０．５本に換算する方法 ア　　略 イ　アに掲げるもの以外の加熱式たばこ　たばこ税法　　第１０条第３項第２号ロ及び第４項の規定の例により算定した金額 ４～１０　　略 （たばこ税の税率） 第９５条　たばこ税の税率は、１，０００本につき６，５５２円とする。	（たばこ税の課税標準） 第９４条　　略 ２　　略 ３　加熱式たばこに係る第１項の製造たばこの本数は、第１号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．４を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．６を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第３号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．６を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)及び(2)　　略 (3)　次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの１本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第７号）附則第４８条第１項第２号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成１０年法律第１３７号）第８条第１項に規定するたばこ特別税の税率、法第７４条の５に規定するたばこ税の税率及び法第４６８条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ１，０００で除して得た金額の合計額を１００分の６０で除して計算した金額をいう。第８項において同じ。）をもって紙巻たばこの０．５本に換算する方法 ア　　略 イ　アに掲げるもの以外の加熱式たばこ　たばこ税法（昭和５９年法律第７２号）第１０条第３項第２号ロ及び第４項の規定の例により算定した金額 ４～１０　　略 （たばこ税の税率） 第９５条　たばこ税の税率は、１，０００本につき６，１２２円とする。

向日市税条例の一部改正（第５条関係）

新　旧　対　照　表

改　　正	現　　行
（製造たばことみなす場合） 第９３条の２　加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第３条第１項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第８条の２の２で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。 （たばこ税の課税標準） 第９４条　　略 ２　　略 ３　加熱式たばこに係る第１項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)及び(2)　　略 ４　第２項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻た	（製造たばことみなす場合） 第９３条の２　加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第３条第１項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第８条の２の２で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第３項第１号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。 （たばこ税の課税標準） 第９４条　　略 ２　　略 ３　加熱式たばこに係る第１項の製造たばこの本数は、第１号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．２を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第２号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第３号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に０．８を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)　加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の１グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法 (2)及び(3)　　略 ４　第２項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻た

ばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第９２条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5　第３項第１号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6　　略

7　第３項第２号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8　前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの第３項第２号アに定める金額又は紙巻たばこの１本の金額に相当する金額に１銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9　　略

ばこの本数に換算する場合又は第３項第１号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第９２条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5　第３項第２号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6　　略

7　第３項第３号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8　前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの第３項第３号アに定める金額又は紙巻たばこの１本の金額に相当する金額に１銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9　第３項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

１０　　略

向日市都市計画税条例の一部改正（第６条関係）

新　旧　対　照　表

改　　正	現　　行
附　則 １６　法附則第１５条第１項、第１３項、第１７項、第１８項、第２０項から第２４項まで、第２６項、第２７項、第３１項、第３５項、第３９項、第４２項、第４４項、第４５項若しくは第４８項、第１５条の２第２項又は第１５条の３の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３４項」とあるのは「若しくは第３４項又は法附則第１５条から第１５条の３まで」とする。	附　則 １６　法附則第１５条第１項、第１３項、第１７項、第１８項、第２０項から第２４項まで、第２６項、第２７項、第３１項、第３５項、第３９項、第４２項、第４４項若しくは第４５項　　、第１５条の２第２項又は第１５条の３の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３４項」とあるのは「若しくは第３４項又は法附則第１５条から第１５条の３まで」とする。

向日市都市計画税条例の一部改正（第７条関係）

新　旧　対　照　表

改　　正	現　　行
附　則 （法附則第１５条第４３項の条例で定める割合） ２　法附則第１５条第４３項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。 （法附則第１５条第４４項の条例で定める割合） ３　法附則第１５条第４４項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。 １６　法附則第１５条第１項、第１３項、第１７項、第１８項、第２０項から第２４項まで、第２６項、第２７項、第３１項、第３５項、第３９項、第４２項、第４３項、第４４項若しくは第４７項、第１５条の２第２項又は第１５条の３の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３４項」とあるのは「若しくは第３４項又は法附則第１５条から第１５条の３まで」とする。	附　則 （法附則第１５条第４４項の条例で定める割合） ２　法附則第１５条第４４項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。 （法附則第１５条第４５項の条例で定める割合） ３　法附則第１５条第４５項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。 １６　法附則第１５条第１項、第１３項、第１７項、第１８項、第２０項から第２４項まで、第２６項、第２７項、第３１項、第３５項、第３９項、第４２項、第４４項、第４５項若しくは第４８項、第１５条の２第２項又は第１５条の３の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３４項」とあるのは「若しくは第３４項又は法附則第１５条から第１５条の３まで」とする。

向日市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

（第８条関係）

新　旧　対　照　表

改　　正	現　　行
附　則 （市たばこ税に関する経過措置） 第６条　　略 ２　次の各号に掲げる期間内に、地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ３級品に係る市たばこ税の税率は、向日市税条例第９５条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1) 平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで　１，０００本につき２，９２５円 (2) 平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日まで　１，０００本につき３，３５５円 (3) 平成３０年４月１日から平成３１年９月３０日まで　１，０００本につき４，０００円 ３　　略 ４　平成２８年４月１日前に地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第４６９条第１項第１号及び第２号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ３級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（向日市税条例第９２条の２第１項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第９号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第５２条第１項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ３級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ３級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区	附　則 （市たばこ税に関する経過措置） 第６条　　略 ２　次の各号に掲げる期間内に、地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ３級品に係る市たばこ税の税率は、新条例　　第９５条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1) 平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで　１，０００本につき２，９２５円 (2) 平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日まで　１，０００本につき３，３５５円 (3) 平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで　１，０００本につき４，０００円 ３　　略 ４　平成２８年４月１日前に地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第４６９条第１項第１号及び第２号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ３級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第９２条第１項　　に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第９号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第５２条第１項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ３級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ３級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区

域内に所在する当該紙巻たばこ３級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ３級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、１，０００本につき４３０円とする。

５～１２　　略

１３　平成３１年１０月１日前に地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ３級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第５２条第１２項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ３級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ３級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ３級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ３級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、１，０００本につき１，６９２円とする。

１４　第５項から第８項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第５項	前項	第１３項
	附則第２０条第４項	附則第２０条第１４項において準用する同条第４項
	平成２８年５月２日	平成３１年１０月３１日
第６項	平成２８年９月３０日	平成３２年３月３１日
略		

域内に所在する当該紙巻たばこ３級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ３級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、１，０００本につき４３０円とする。

５～１２　　略

１３　平成３１年４月１日　前に地方税法第４６５条第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ３級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第５２条第１２項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ３級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ３級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ３級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ３級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、１，０００本につき１，２６２円とする。

１４　第５項から第８項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第５項	前項	第１３項
	附則第２０条第４項	附則第２０条第１４項において準用する同条第４項
	平成２８年５月２日	平成３１年４月３０日
第６項	平成２８年９月３０日	平成３１年９月３０日
略		